

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する
不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令要綱

1. 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税について、次により、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を令和10年2月2日まで延長することとする。
 - (1) 不当廉売関税の課税期間を定める。（第1条関係）
 - (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。（第4条関係）

2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。